

【共同入札の手続きについて】

1 共同入札とは

- ・ 1つの財産を複数の参加者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- ・ 公売物件が不動産（土地や建物）である場合、共同入札することができます。ただし、不動産以外は共同入札することができません。
- ・ 共同入札される方の中から 1 人の代表者を決めてください。実際の公売参加申し込み手続きや入札手続き等については、当該代表者の K S I 官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」という。）で行います。
- ・ 共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

2 手続きに入る前に

- ・ 手続きに入る前に、K S I 官公庁オークションガイドライン、習志野市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
 - ・ K S I 官公庁オークションのログインIDを取得して、インターネット公売サイトの習志野市公売物件一覧で公売物件をクリックして表示される公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行ってください。
 - ・ 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログインIDで同様に公売参加仮申込みを行ってください。
 - ・ 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要です。必ず、入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面から公売保証金の金額を確認してください。
 - ・ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDで習志野市インターネット公売の公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行ってください。
 - ・ 公売物件が農地の場合
 - ア. 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。
 - イ. 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。
- （注）習志野市では、公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を確認後に、公売参加登録（公売参加申込み完了）の手続きを行います。「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

3 必要書類の提出

代表者の方は、次の書類を入札開始日の2開庁日前までに習志野市が確認できるように、直接持参するか、書留郵便で送付してください。必要書類は、インターネット公売に関する各種様式からダウンロードできます。

・ 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

(注) 用紙右下の余白に必ず「共同入札」と記載してください。

・ 委任状

(注) 代表者以外の方全員からの代表者に対する委任状が必要となります。

・ 暴力団員等に該当しないことの陳述書

(注) 暴力団員等の買受防止措置として、不動産の入札に参加するとき、提出が必要です。

・ 共同入札者持分内訳書

(注)

- ・ 委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が、共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が買受人となっても、所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。
- ・ 押印する際は、実印を使用してください。

・ 印鑑証明書（共同入札者全員分）

(注) 発行後、3か月以内のものに限ります。

・ 買受適格証明書（公売物件が農地法上の農地を含む場合）

(注) 買受適格証明書の取得については、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

4 書類の提出先

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市 協働経済部 窓口サービス推進室 債権管理課 宛

(注) 郵便または直接持参にて提出してください。なお、提出に係る費用は買受人負担となります。